

## 第27回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年10月5日(水) 午後2時30分

場所 上市町役場2階 第1会議室

出席委員 12名  
1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅  
5番 酒井 喜之 6番 宮崎 順子 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男  
10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 3名

事務局 出席者  
事務局長 酒井 紀明  
事務局長代理 田中 明紀子

議事録署名委員 10番 林 忠治 11番 中川 治

議事日程

1. 開会
2. 会長の挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について  
議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について  
  
議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
5. その他
6. 次回委員会等の開催予定について  
第28回総会  
日時 令和4年11月4日(金) 午後2時から  
場所 上市町役場2階 第1会議室
7. 閉会

14:30 開会

事務局長 それでは、第27回上市町農業委員会総会を開催いたします。  
只今の出席委員は、12名中全員であります。定足数に達しております、総会が成立することをご報告します。  
推進委員につきましては金子推進委員、種田推進委員、松井推進委員の3名のご出席をいただいております。

会長 それでは、開会にあたりまして、碓井会長よりご挨拶をお願いいたします。  
会長あいさつ

事務局長 はい。会長どうもありがとうございます。  
それではさっそく議事に入ります。  
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長 では、議事録署名委員の指名をいたします。10番 林会長職務代理、11番 中川委員をお願いいたします。  
本日の会議書記につきましては、事務局職員田中さんを指名いたします。

これより議事に入らせていただきます。  
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は3ページでございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧もご確認をお願いいたします。  
以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連し、地区担当委員から報告をお願いいたします。

委員 生前贈与ということで、調査してきました。譲り受けられる●●さんは、●●さんの次男になられます。それで、長男さんは健在なんですけど、青森の方でお住まいされて、農業をやる気は全くないと、●●さんはこの地図にありますけども、●●さんのすぐ近くに家を建てられお住まいされて、農地も少し持っておられます。親の田んぼを譲り受けて、面倒見てきたいという思いで、この申請をなされていますので、何の問題もなく申請どおりに進めればよいと思います。以上であります。よろしくをお願いいたします。

推進委員 今言われたように、田んぼについてはですね。さっと見てきたんですけども、特に問題ないと思います。あとは特に思いつかないですね。はい。

会長 それではこれより質疑に入りますので、質疑のある方は発言のほどお願いいたします。

会長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

会長 議案第1号については全員賛成と認め、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

会長 続いて「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は、6ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連し、地区担当委員から報告をお願いいたします。

委員 それでは説明します。今回5条申請で、場所は●●の●●●●の前の方であります。駐車場の前の方であります。申請目的には農家分家住宅とそういう一言が書いてあります。●●さんは●●さんのお子様の旦那さんであります。お嬢さんの旦那さんです。毎年のように、田んぼの手伝いに来ておられます。溝切やら草刈りやら、あるいはコンバインなんかの機械もほとんど全部扱われます。非常に大きな農家でありまして、また住宅の敷地が非常に広いわけなんです。しかし建築法に引っかかりましてですね、その敷地で建てようと思っておられたんですが、そこには建てることができず、実家の近くで許可が出る場所を見つけて申請されたという経緯がございます。場所は先ほど申しましたとおりで田んぼは2反程あったんですが分筆して申請されました。●●さんにつきましては●●●の駅前で事業をしておられるようでよく繁盛していると聞いております。それでですね、●●さんは年齢も重ねておられやっぱり体が衰えて跡継ぎの心配があって、奥さんもちょっと病気がちだそうでなかなか田んぼが出来ないと、そういった心配事もあるそうで、距離的にも近いところで住まいをということなので、よろしいんじゃないかと思っております。よろしく願います。

会長 続きまして推進委員をお願いします。

推進委員 何も問題ないと思います。それだけ以上です。

会長 はい。これより質疑に入ります。何か質疑ご意見のある方はご発言のほどお願いいたします。

委員 ここは、排水は下水道？

事務局 いえ合併浄化槽の補助対象です。

委員 浄化槽で、わかりました。

じゃあ、ご意見の方あまり無いようなので、それでは採決いたします。議案第2号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

会長 では、議案第2号について全員賛成と認め、議案2号については「意見なし」とすることにいたします。

事務局 では次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より説明のほどお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

農用地利用集積計画については9ページをご確認願います。以上です。

会長 何かご質問のほどありますか。よろしいですか。ではそれでは採決いたします。議案3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案3号については原案のとおり承認いたしました。

会長 では次に「議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

見取り図の方は12ページから13ページにございます。現地写真も確認されご審議いただきますようお願いいたします。よろしく願います。

会長 はい。じゃああの、事務局から説明ありましたように、非農地とするかどうかの再審議ということでよろしく願います。

会長 まず担当委員から、現地確認の状況など含めてご報告のほどお願いいたします。では1から願います。

委員 ●●さんの田んぼですけども、あのツタ丈が人間の丈ほどあります。これを綺麗にしてはたして農地に復活できるかどうかという事がまず、それがまず問題で。地元にいる皆さんに一回ぶつけて草刈ってもらって、水田に戻るもんだったら水田にすればいいと思います。平場ですし。地元にもうけられるってことになると、農地扱いにしてもいいがじゃないかと。一回●●町内と話をしてどういう判断されるか確認してから判断すればいいと思います。

会長 推進委員さん

委員 えっと、●●の方なんですが●●●●の下の枯葉がですね全的に残ってる状態で、今言われたように農地にするにはちょっと時間がかかるかなというところです。で、もう一つの●●●●の近くの方はですね、草の茂みがそんなひどくはないんだけど反沼田みたいで水はけ状態が悪いところだったということは記憶しています。以上です。

会長  
委員 では続きまして2番お願いします。  
はい。写真を見ていただきながら、話を聞いていただきたいと思います。先ほど会長さん方と一緒に現地を見ていただきました。そこに行って確認した意見としましては、最初見た時に思ったのは区画がしっかりしてるんです。そんなに草丈も高くないです。ですので、意見としまして非農地とするのはどうか、すぐに水田にしようってのは無理かもしれないけれども、何か他の利用方法はあるんじゃないかという意見が出てました。それで1年、今年から来年の農地パトロールまで経過を見まして、担当者や地元の人の協力を得て良い方向に向けて努力すればいいんじゃないかと。今回は非農地とするのは見送ることにしようという意見になりました。以上です。

会長  
委員 推進委員。  
うんそうですね。まあかなり長い間耕作されていないんですが、まあ●●沿いだし、全体的には高低差もなく、草丈もやっぱり1メートルぐらいで大体収まっております。ただまあ個人的にはなかなか誰も引き取り手が無いと思うんですが、ならどうすればいいのかというのがあります。いつも地元の生産組合の中で一応話しています。いろいろ難しいとは思いますが、活用できるか話をしていきたいと思っています。

会長 あの、こういう遊休農地の解消方法の一つとして、誰か作ってくれる人が見つければの話なんですけど、その遊休農地の解消するための経費が補助される制度もありますので。

事務局長 はいそうですね。

会長 そういう助成金が出たり、いろんなことでもしそういう方が見つければ、その草だらけの田んぼを解消する方法、中間管理機構とかいろんな手立てを考えて、農政の担当と相談しながら解消できればと思います。基本はやっぱり誰か作ってくれる人、ここ綺麗になったら作るよっていう人が見つからんかぎり、なかなか進めないっていう現状があるようです。

委員 そのやっぱり、何をやるにしても、人・農地プランは入とられないんですか。

事務局  
委員 農地プランは全地区あります。  
ならその集落で協力性ってものは全然ないもんですか？その地域のことが、僕はそういったものは分からないものだから。

委員 多面的機能の支払いもあるし、そういったところから話持ってきてはどうかかって感じもします。とにかく現地を見ても木もなけりゃ草丈も言われたとおり短いし、これを非農地にすることにすると、なんか言いにくいんですけど、非農地にはなかなかできんと思うんです。私は思いました。

会長 はい。ありがとうございます。そうですね、結論から言いますと1番も2番も、今非農地判断するのではなく、地域の方にも声掛けして活用できるよう一度働きかけさせていただきたいと思っています。これが最後っていうとおかしいですけど、やっぱりそれでダメなら非農地っていう結論にしたらどうかというふうに思います。いかがでしょうか？

委員 それでいいと思います。

会長 これ採決も

事務局 はい。

会長 じゃあ今の議案第4号について非農地証明の再審議のことについては、今回は見送ります。地区の委員さん方は大変ですけど、そういう事をお願いいたします。

会長 では、議案第4号については、そのようにいたします。

会長 では次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明お願いいたします。

事務局 はい。（報告読み上げ）  
解約して、中間管理機構を通ず契約に変更するために今回報告出ております。実質的に担い手への変更はないものになっております。以上です。

会長 ではあの、報告第1号この件につきまして何かご質問ありますか。●●さんは中間管理機構に通してくれたってことね。

事務局 はい。

会長 よろしいでしょうか。では次に、その他について、事務局より説明のほどお願いします。

事務局 その他①（農地パトロールに基づく農地区分の決定、利用意向調査についてご説明）

事務局 次回の総会は、11月4日金曜日午後2時からを予定しておりますのでお願いいたします。私からは以上になります。

閉会

会長 じゃあ以上で、第27回上市町農業委員会総会を閉会いたします。  
本日はご苦労様でした。

16:00 この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和4年10月5日

上市町農業委員会

会長 碓井 繁

議事録署名委員

10番 林 忠治

11番 中川 治